

兵高教組

2020年6月16日

調査情報 8号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

文部科学省が教員免許更新期限延長を可能とする通知

教員免許更新期限 最大2年延長可能に

文部科学省が6月5日に出した通知は、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等」が、教育職員免許法が定める更新期限を延長できる「やむを得ない事由」に当たるとして、教員免許の更新期限の延長を可能とするものです。通知は、「やむを得ない事由がなくなった日」としてR3.2.1を想定し、その2年2か月後まで延長が可能であるとしています。この通知を受けて県教委は、期限の延長が可能なことと、期限の延長には本人からの申請が必要であることを周知する通知を6月11日付で出しています。

高教組は全教とともに、教員免許更新制の廃止と当面の更新期限の延長を求めてきましたが、その一部が実現しました。現場の教職員に時間的にも経済的にも大きな負担を強いる免許更新制の廃止をさらに求めていきます。

対象は、令和4年度中までに期限を迎える人

「現職教員（臨時任用・任期付任用講師、非常勤の講師を含む）のうち、令和4年度中までに修了確認期限又は有効期間満了日を迎える者」が対象です。現職であっても、教員免許状を要しない職（実習教員、寄宿舎指導員、保育士等）については、対象とならないとされています。

更新期限は自動的に延長されるものではない。本人からの延長の申請が必要。

免許の有効期限の2か月前までに期限の延長の申請（もしくは免許更新申請）をしないと、教員免許が失効して、教員の職も地方公務員としての身分も失うことになります。期限に間に合うように申請しましょう。

更新期限を延長しないこともできます。例えば、R3.3.31に更新期限を迎える人が期限内で更新した場合

は、現行の免許の有効期間はR3.3.31までで、次の免許の更新期限はR13.3.31（更新から10年後）となります。

更新期限の延長により、免許有効期間が延長

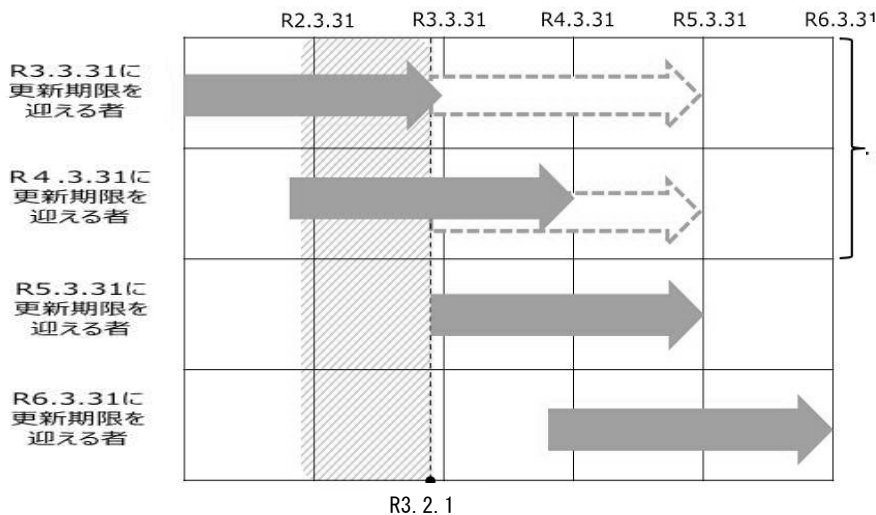
更新期限を延長した場合は、その分だけ現行の免許の有効期間が伸びます。更新後の免許の有効期間は短くなりません。例えば、R3.3.31に更新期限を迎える人がR5.3.31まで更新期限を2年間延長した場合、現行の免許の有効期間が2年間伸びて、そして次の免許の更新期限はR15.3.31（更新から10年後）となります。

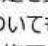
延長後の有効期限より前の受講講習も有効の見通し

文部科学省は、延長後の有効期限の前に受講して履修認定を受けた更新講習について、延長後の有効期限内に履修認定を受けた講習として有効なものとして取り扱う予定だとしています。

教員免許状の有効期間の延長等の後の更新講習の受講期間の変更に係るイメージ図

※更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.2.1として、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例



R3.1.31以前に、更新講習の課程の一部の履修認定を受けていた場合、これらについても、延長後の更新講習の修了期間内（）に履修認定を受けた有効なものとして取り扱う特例について、別途法令上の措置を講じる予定。

(文部科学省作成)



修了確認期限延期前又は有効期間満了日延長前の更新講習受講期間



修了確認期限延期後又は有効期間満了日延長後の更新講習受講期間



更新講習を受けることができない「やむを得ない事由」が継続する期間

教育条件、労働条件の改善にとりくむ高教組へ、あなたもぜひ！